

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

④ 営業者の名義変更と贈与税

Q: 我が家は代々和菓子屋を営んでいます
が、父が老齢のため引退し、息子の私が後を
継ぐ事になりました。父から私へ営業の名義
変更を行う予定ですが、税務上の取扱いにつ
い教えて下さい。

A: (ご相談者側の取扱い)

営業の名義変更をされる事によってお父様
からご相談者へ営業財産の贈与があったもの
とみなされ、ご相談者に贈与税が課税されま
す。この場合、名義変更が行われた日に所有
する棚卸資産、売掛金その他の営業用財産の
合計額から買掛金、営業上の未払金等の営業
用債務の合計額を差し引いた残額が贈与した
額とされます。営業用債務の方が営業用財産
よりも多い場合には、逆にご相談者からお父
様へ贈与があったものとされます。

(お父様側の取扱い)

お父様は、息子さんに棚卸資産を販売価額
で売却したものとして所得税の計算上、事業
所得を計算しなければなりません。しかし、
棚卸商品の取得価額(販売価額の70%に満た
ない場合は販売価額の70%とします)をもっ
て売上に計上しているときには、その金額で
計算してもかまいません。

(事務手続き)

贈与契約書を作成し、財産については名義
変更を行い、債務の承継については債権者の
承認を得て、ご相談者は翌年3月15日までに
贈与税の申告をして下さい。そして、お父様
は事業廃止届、ご相談者は事業開始届と青色
申告承認申請書を税務署へ提出して下さい。

